

インバウンド推進 SNS 情報発信業務仕様書

第1 目的

本業務は、主に東・東南アジア地域からの観光客を誘致するため、公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会（以下、協会という。）が開設しているソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（以下、SNS という。）において、福岡県久留米市および近隣地域の観光素材、観光情報について情報発信等を行うことにより、同市・地域への誘客を促進することを目的とする。

第2 業務内容等

1. 業務の名称 インバウンド推進 SNS 情報発信業務

2. 業務期間 2024年(令和6年)5月1日～2025年(令和7年)3月31日

3. 業務の内容

(1) 協会が開設しているインバウンド向け SNS アカウントで、久留米地域への実際の誘客に繋がる情報の投稿を行うこと。なお、投稿の回数については提案書の中で明示すること。

ア Facebook(福岡久留米好好玩 – Welcome Kurume)で、投稿を月10回以上行うこと。ただし、ストーリーズ投稿は投稿回数に含まないものとする。また、2025年(令和7年)4月分の投稿予約を行うこと。

イ Instagram(welcome_kurume)で、画像とテキストによる投稿を月10回以上行うこと。なお、その内の3回以上はリールによる動画投稿とすること。ただし、ストーリーズ投稿は投稿回数に含まないものとする。また、2025年(令和7年)4月分の投稿予約を行うこと。

ウ YouTube(Welcome! Kurume Fukuoka, Japan)で、動画(90秒以上)の投稿を月1回以上行うこと。また、2025年(令和7年)4月分の投稿予約を行うこと。

エ 上記アおよびイの投稿は同内容であることを妨げないが、リンク機能の有無など各 SNS、投稿手段の特性に留意すること。

オ なお、各 SNS の仕様変更等により、業務の内容を変更する必要がある場合は、協会が別途指示を行うものとする。

(2) Facebook および Instagram での投稿に対するリアクション、コメント、メッセージ機能を使用した問い合わせに速やかに対応すること。

(3) 各 SNS で投稿する言語は、台湾および香港向けの中文繁体および英語とする。なお、台湾と香港で通常使用される言い回し等が異なる場合は、投稿文中で併記をするなど十分に配慮を行うこと。また、投稿の効果を高めるために必要なハッシュタグを付けること。

(4) メインターゲットは台湾、香港、タイ、シンガポール等とするが、それ以外の国への配信や PR を妨げるものではない。

(5) 予算の範囲内且つ効果測定を明示できる媒体で、投稿およびアカウントを効果的に広告配信すること。なお、広告配信の回数については提案書の中で明示すること。

- (6) 協会をアカウント管理者に含めること。また協会による投稿を妨げないこと。
- (7) 定期的に福岡県久留米市を訪問し、各 SNS の投稿等に活用する動画、静止画の撮影を行うこと。なお、この撮影業務については受託者による第三者への委託を可能とするが、あらかじめ協会の許諾を得ること。なお、撮影業務の頻度および納品する画像・動画の点数は、提案書の中で明示すること。

4. 目標設定

以下を重要業績評価指標（KPI）とし、達成に向け業務を実施すること。

(1)各 SNS アカウントのフォロワー数

ア Facebook(福岡久留米好好玩 - Welcome Kurume) 2024 年 3 月末日比+4,000

イ Instagram(welcome_kurume) 2024 年 3 月末日比+4,000

(2)アカウントへのメッセージによる福岡県久留米市および近隣地域の観光素材、観光情報に関する問合せ、また行った投稿に対する問合せ、質問の数

Facebook および Instagram において、毎月各 10 以上（問合せ、質問への返信は除く）

5. 実施報告

月毎および委託期間終了時にインサイトデータを含む実施報告書を提出すること。

第 3 委託費用に含まれるもの

投稿記事制作費、翻訳費、広告配信費、旅費、現地活動費、謝礼、諸経費

（私的な飲食費、物品購入費、旅費等は認めない。領収書を保管しておくこと。）

第 4 留意事項

1. 一般的事項

- (1) 受託者は、投稿計画や業務の遂行状況について月毎に協会と共有を行うこと。また協会の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行する上で必要な観光スポット等の画像や資料等は、受託者において投稿の許諾を得た上で撮影や収集をすること。なお、協会が所有する画像、動画データは必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、協会の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

2. 業務体制

- (1) あらかじめ協会と調整したスケジュールで行うこと。
- (2) 翻訳については、投稿を行う前に必ずネイティブチェックを実施すること。
- (3) 選任のスタッフを確保すること。なお、久留米市の歴史、文化、観光等に精通しておくこと。

第 5 その他

- 1. 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は協会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権

利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、協会は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

2. 成果物は、協会が自由に二次使用（印刷物の制作、ウェブサイトへの掲載等）できるものとする。
3. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
4. 本業務仕様書に定めのない事項については、協会と協議するものとする。